2．関係学科の教員は、電気工学又は電気工学に密接に関連する科目（電子工学並びに情報伝送及び処理関連を含む。）を担当する者に限るものとし、その中には２分の１以上の専任教員（別表第二に掲げる関係学科の科目区分を主として担当し、当該教育施設に本務として勤務する教員をいう。以下同じ。）を含まなければならないものとする。

3．専任教員が関係学科の教員の２分の１を超えるときは、関係学科の教員数を別表第四による最低教員数から当該超過専任教員数に相当する数だけ兼任の教員を減じることができるものとする。

4．昼間において授業を行う教育施設の専任教員数が、夜間において授業を行う教育施設（以下「夜間の教育施設」という。）の教員を兼ねる場合には、別表第二に掲げる関係学科の科目区分を担当し、かつ、夜間の教育施設に毎週３日以上一般の専任教員に準じて勤務するときに限り、当該夜間の教育施設の専任教員としても取扱い得るものとする。

別表第五

関係学科実験設備等

1．電気機器実験・実習設備

品目	品名	大学若しくはこれと同等以上の教育施設	短期大学若しくはこれと同等以上の教育施設	高等専門学校若しくはこれと同等以上の教育施設	高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設	備考
⑴回転機	①直流分巻電動発電機	◎	◎	◎	◎	複巻でもよい。
	②単相又は三相誘導電機	◎	◎	◎	◎	かご形又は巻線形どちらでもよい。
	③三相同期機	◎	◎	◎	◎	
⑵変圧器	④高圧単相変圧器	○	○	○	—	
	⑤低圧単相変圧器	○	○	○	○	一次及び二次の定格電圧が100Ｖ以上のもの。
	⑥三相変圧器	○	○	○	—	
	⑦単相又は三相誘導電圧調整器	○	○	○	○	定格電圧が100Ｖ以上のものであつて調整範囲が±100％のものとする。 単巻調整器でもよい。
⑶パワーエレクトロニクス	⑧半導体整流装置	◎	◎	◎	◎	素子の種類は問わない。
	⑨半導体パワーエレクトロニクス素子実験セット	◎	◎	◎	—	素子の種類は問わない。
	⑩可変抵抗器	◎	◎	◎	◎	負荷抵抗器でもよい。
	⑪速度制御装置	○	○	○	—	
	⑫太陽電池発電装置	○	○	○	—	
	⑬インバータ実験セット	○	○	○	○	
⑷制御装置	⑭シーケンス制御装置	○	○	○	○	
	⑮フィードバック制御装置	○	○	○	○	
⑸保護装置	⑯保護継電器各種	○	○	○	○	過電流継電器及び地絡継電器を含むこと。計器用変流器（ＣＴ）、計器用変圧器（ＶＴ）を含む継電器試験装置でもよい。
⑹開閉装置	⑰開閉器各種	○	○	○	○	遮断器でもよい。

（備考）１．⑵変圧器に分類される２～４設備のうち、１設備以上を設置すること。

２．⑶パワーエレクトロニクス、⑷制御装置、⑸保護装置又は⑹開閉装置に分類され、かつ○印がついた５～７設備のうち、３設備以上（高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設にあつては２設備以上）を設置すること。

2．電子・情報工学実験・実習設備

品目	品名	大学若しくはこれと同等以上の教育施設	短期大学若しくはこれと同等以上の教育施設	高等専門学校若しくはこれと同等以上の教育施設	高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設	備考
⑴電源装置	①直流安定化電源	◎	◎	◎	◎	
⑵計測装置	②波形観測装置	◎	◎	◎	◎	
	③回路計（テスター）	◎	◎	◎	◎	デジタルマルチメータでもよい。
	④電子計数装置	○	○	○	○	電子計数器、サイクルカウンタでもよい。
	⑤トランスデューサ	○	○	○	—	交流又は直流でもよい。
⑶電子回路実験装置	⑥減衰器	○	○	○	—	
	⑦増幅器実験装置	○	○	○	○	高周波又は低周波でもよい。
	⑧発振器実験装置	○	○	○	○	ファンクションジェネレータを含むこと。
	⑨Ａ－Ｄ／Ｄ－Ａ変換装置	○	○	○	○	インターフェイスボードを含むこと。